岩手県告示第19号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営江釣子 第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土 地として指定した。

平成23年1月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地目	用途	地積	特に減じる地積
				m²	m²
北上市上江釣子10地割	47番1	田	田	711	565
北上市上江釣子11地割	40番	"	"	105	10
II	67番	"	"	823	148
II	68番	"	"	1, 024	703
IJ	70番	"	"	1, 044	101
IJ	75番	"	"	1, 229	43
IJ	79番	"	"	1, 044	35
II	167番 1	"	"	1, 013	361
II	217番	"	"	1, 176	142
II	233番	"	"	509	191
II	252番	"	"	1, 110	292
北上市上江釣子12地割	83番1	"	"	1, 013	364
IJ	230番	"	"	115	36
北上市鳩岡崎 5 地割	58番 1	"	"	1, 292	104
II	129番	"	"	1, 110	781
北上市鳩岡崎6地割	73番	11	11	1, 044	257